

一月二十八日

酒造者對立縣議書申す所あり

米の入々む對立業竟しう同なる計對すむはる事あり

因り對立の取柄ありて對りて同の入置りて入の、指せり入品

の對りて同の取柄ありて同の取柄ありて同の取柄あり

同の取柄ありて同の取柄ありて同の取柄ありて同の取柄あり

今雖も對立の取柄ありて同の取柄ありて同の取柄あり

す

對立の取柄ありて同の取柄ありて同の取柄ありて同の取柄あり

(廿八日發留難江家進家へて)

財團法人協調會大阪支所

◎ 爭議團側ノ狀況

爭議團側ノ意氣昂ラザルヲ看取シタル大阪聯合會側ヨリハ合同
勞働組合主事本山茂貞及井上幸夫等爭議團本部ナル大阪市西成
區鶴見橋北通七丁目ニ常時詰切り團員ヲ指揮シ居レリ二十九日
ハ爭議地所在阪南說教所ニ於テ爭議事情報告演說會ヲ開催シ氣
勢ヲ昂メ居レリ

演說會出演辯士

大阪聯合會ヨリハ本山茂貞、山口常次郎、河野稚五郎、森岡
耕三、田中良二、剛五郎、其他爭議團員二十一名
演說ノ論旨ハ孰レモ爭議發生ノ原因並ニ其ノ後ノ經過及之ニ
對スル見解論ヲ述べタルモノニシテ概シテ此種ノ演說會ニ於
テハ稀ニ見ル穩健ナルモノナリシガ辯士中岡本五郎ハ官憲ノ
對資本家關係ヲ論ズルニ當リ強テ矯激ナル言辭ヲ弄シタル爲
メ臨席警察官ヨリ中止ヲ命ゼラレタリ